

岩手県医療局管理規程第11号

医療局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、医療局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例及び医療局行政文書管理規程（令和4年岩手県医療局管理規程第10号）において使用する用語の例による。

(歴史公文書の保存、利用、廃棄等)

第3条 歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、この規程に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第50号）の規定の例による。

(保存方法等)

第4条 歴史公文書は、その適切な保存及び利用を確保するため、本庁にあっては総括文書管理者、病院にあっては文書管理者が指定する保存場所（以下「保存場所」という。）において保存されなければならない。

2 総括文書管理者（病院にあっては、文書管理者）は、歴史公文書について、保存場所において次に掲げる事項に留意して保存しなければならない。

- (1) 歴史公文書と行政文書とを明確に区別すること。
- (2) 保存場所においては、一切の火気を使用しないこと。
- (3) 保存場所の施錠、当該歴史公文書に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

3 文書管理者は、歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、必要に応じて、記録媒体の変換その他歴史公文書の適切な保存及び利用を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録の利用の方法)

第5条 条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	利用の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、公文書センター（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する公文書センターをいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、医療局長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(費用負担の額)

第6条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分		単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合にあっては、20円）
	カラー	1枚につき	40円 （両面に複写した場合にあっては、80円）
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第6条関係）

方 法	区 分		金 額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		1枚につき80円
	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）
		カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額